

令和3年9月8日付けで公告を行った堀江小学校分校整備工事について、  
入札説明書の一部に誤りがあったため修正する。

修正箇所	誤	正
入札説明書 8～9ページ	(ア) より同種性の高い工事 次の事項を全て満たす工事とする。 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき新築又は増築された建築工事	(ア) より同種性の高い工事 次の事項を全て満たす工事とする。 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき新築又は増築された建築工事
11 工事費内訳書及び自己採点表の添付 (3) 自己採点表 エ のうち	・学校教育法（昭和22年法律第25号）第1条に規定されている学校の建築物の工事 ・建築物の延床面積（増築の場合は増築部分、複数の用途を有する場合は上記用途が専有する部分を対象とし、共有部分は含まない。）は、7,000 m <sup>2</sup> 以上の工事 (イ) 同種性が認められる工事 次の事項を全て満たす工事とする。 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき新築又は増築された建築工事 ・学校教育法（昭和22年法律第25号）第1条に規定されている学校の建築物の工事 ・建築物の延床面積（増築の場合は増築部分、複数の用途を有する場合は上記用途が専有する部分を対象とし、共有部分は含まない。）は、1,000 m <sup>2</sup> 以上の工事	・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定されている学校の建築物の工事 ・建築物の延床面積（増築の場合は増築部分、複数の用途を有する場合は上記用途が専有する部分を対象とし、共有部分は含まない。）は、7,000 m <sup>2</sup> 以上の工事 (イ) 同種性が認められる工事 次の事項を全て満たす工事とする。 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき新築又は増築された建築工事 ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定されている学校の建築物の工事 ・建築物の延床面積（増築の場合は増築部分、複数の用途を有する場合は上記用途が専有する部分を対象とし、共有部分は含まない。）は、1,000 m <sup>2</sup> 以上の工事